



# 標準旅行業約款（手配旅行契約等）

## 第1章 総則

### （適用範囲）

- 第1条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- 2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
- （用語の定義）

- 第2条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配することを引き受けた契約をいいます。
- 2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内ののみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- 3 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手続料金及び取消手続料金を除きます。）をいいます。
- 4 この部で「通信契約」とは、当社が提供するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債務又は債務を、当該債務又は債務が履行されるべき日以降に別に定めると提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ旅行代金等を第16条第2項又は第5項に定める方法により内容とする手配旅行契約をいいます。
- 5 この部で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち当社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、デレックス又は電話機（以下「電子計算機等」といいます。）と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいいます。
- 6 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

### （手配債務の終了）

- 第3条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければなりません。通信契約を締結した場合においては、カード利用日は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった旨、旅行者に通知した日です。

### （手配代行者）

- 第4条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配業者として行う者その他の補助者に代行させることができます。

## 第2章 契約の成立

### （契約の申込み）

- 第5条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
- 2 当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。

- 3 第1項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

### （契約締結の拒否）

- 第6条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
  - (2) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
  - (3) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - (4) 旅行者が、風流を説く、偽計を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - (5) その他当社の業務上の都合があるとき。

### （契約の成立時期）

- 第7条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。
- 2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

### （契約成立の特則）

- 第8条 当社は、第5条第1項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることができます。

- 2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

### （乗車券及び宿泊券等の特則）

- 第9条 当社は、第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金等を換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。

- 2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

### （契約書面）

- 第10条 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

- 2 前項の書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところにあります。

### （情報伝播の技術を利用する方法）

- 第11条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするとときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

- 2 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

## 第3章 契約の変更及び解除

### （契約内容の変更）

- 第12条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

- 2 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、遅延料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

### （旅行者による任意解除）

- 第13条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいま提供を受けている旅行サービスに係る取消料、遅延料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手續料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

### （旅行者の責に帰すべき事由による解除）

- 第14条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。
- (1) 旅行者の予定の期日までに旅行代金を支払わないとき。
  - (2) 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を当該会員規約に従って決済できなくなったとき。

- (3) 旅行者が第6条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したとき。
- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いま提供を受けない旅行サービスに係る取消料、遅延料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手續料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

### （当社の責に帰すべき事由による解除）

- 第15条 旅行者は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。
- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いま提供を受けない旅行サービスに係る取消料、遅延料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手續料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

- （当社の責に帰すべき事由による解除）

- 第16条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいま提供を受けている旅行サービスに係る取消料、遅延料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手續料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

- （当社の責に帰すべき事由による解除）

- 第17条 旅行者は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。
- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、又は運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担して、既に受けた旅行代金を旅行者に払い戻します。

- 3 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

## 第4章 旅行代金

### （旅行代金）

- 第16条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければなりません。
- 2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。
- 3 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変更を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- 4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。
- 5 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして当該費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は旅行者に払い戻すべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第14条第2項第2号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社の定める期日までに、当社の定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければなりません。
- （旅行代金の精算）

- 第17条 当社は、旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金（以下「精算旅行代金」といいます。）と旅行代金として既に受取った金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第3項に定めるところにより運送・宿泊機関等の精算を行います。

- 2 精算旅行代金が旅行代金として既に受取った金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければなりません。

- 3 精算旅行代金が旅行代金として既に受取った金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

## 第5章 団体・グループ手配

### （団体・グループ手配）

- 第18条 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

### （契約責任者）

- 第19条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取扱及び第22条第1項の業務は、当該契約責任者との間で行います。

- 2 契約責任者は、当社が定める期日までに、構成者の全員が当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければなりません。

- 3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

- 4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

### （契約成立の特則）

- 第20条 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第5条第1項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾することができます。

- 2 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

### （構成者の変更）

- 第21条 当社は、契約責任者から構成者の変更があったときは、可能な限りこれに応じます。

- 2 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に要する費用は、構成者に帰属するものとします。

### （添乗サービス）

- 第22条 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することができます。

- 2 添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。

- 3 添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、8時から20時までとします。

- 4 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければなりません。

## 第6章 責任

### （当社の責任）

- 第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を代行された者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年内に当社に対して通知があったときに限ります。

- 2 旅行者が天災地変、戦闘、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の關する争いがない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

- 3 当社は、手荷物について生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

### （旅費の責任）

- 第24条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

- 2 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

- 3

# 標準旅行業約款（募集型企画旅行契約）

## 第1章 総則

(適用範囲)  
第1条 当社が旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約（以下「募集型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。  
2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。  
(用語の定義)  
第2条 この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行代金を支払うことができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。  
2 この約款には「国内旅行」には本邦内の旅行をいいます。  
3 この節で「通信契約」とは、当社が、当社又は当社の募集型企画旅行を当社を代理して販売する会社が提供するクレジットカード会員（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを経て締結する募集型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る既存又は新規の債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員契約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金等第12条第2項、第16条第1項後段、第19条第2項に定める方法により支払うことを内容とする募集型企画旅行契約をいいます。  
4 この節で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち当社又は当社の募集型企画旅行を当社を代理して販売する会社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、レックス又は電話機（以下「電子計算機等」といいます。）で旅行者が使用する電子計算機等と接続する電気通信回線を通じて送信する方法によつて行なうものといたします。  
5 この約款で「カード利用料」とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。  
(旅行契約の内容)  
第3条 当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従つて、運送、宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう手配し、旅費を管理することを引き受けます。

第4条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たつて、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行せざることがあります。

## 第2章 契約の締結

(契約の申込み)  
第5条 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。  
2 当社が募集型企画旅行の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項（以下次項において「会員番号等」といいます。）を当社に通知しなければなりません。

3 第項の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは運送料の一部として取り扱います。

4 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内にこれを認めます。

5 前項の申込に基づき、当社が旅行者のために記した特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

(電話等による予約)  
第6条 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前条第1項又は第2項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出すれば会員番号等を通知しなければなりません。

2 前項の定めるところにより申込書と申込金の提出があつたときは又は会員番号等の通知があつたときは、募集型企画旅行契約の締結に當該予約の受付の順位によることになります。

3 旅行者が第1項の期間内に申込金を提出しない場合は、当社は、予約がなかつたものとして取り扱います。

(契約締結の拒否)  
第7条 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

(1) 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。

(2) 必要旅行者数が募集定員に達しないとき。

(3) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げおそれがあるとき。

(4) 通票契約を締結しようとする場合であつて、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できないとき。

(5) 旅行者が、暴力團、暴力團連携者、暴力團關係者、暴力團關係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

(6) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に關して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行つたとき。

(7) 旅行者が、風説を流布し、虚偽を用いては威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行つたとき。

(8) その他当社の業務上の都合があるとき。

(契約の成立時期)  
第8条 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該通知において電子承諾通知を發する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

(契約書面の交付)  
第9条 当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

2 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

(確定書面)  
第10条 前条第1項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限界して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目）に当たる日以降に募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合においては、旅行開始日の前日以降に当該契約書面に記載する限りで、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

2 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であつても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

3 第1項の確定書面を交付した場合には、前条第2項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに定められます。

(情報伝達の技術を利用する方法)  
第11条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面において記載事項とします。提供したときは、旅行者の使用する通票機器に備えられたファイルに記載事項が記録されることは確認します。

2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（單に当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を開示したことを確認します。

(旅行代金)  
第12条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

## 第3章 契約の変更

(契約内容の変更)  
第13条 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ遅やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由の因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約内容」といいます。）を変更することができます。

2 当社は、契約内容の変更があるたまに、たゞしく、契約の場合は、やむを得ないときは、変更後に説明します。

3 当社は、第1項の定める適用運賃・料金の減額がなされるときは、同項の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

4 当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、運賃料その他の支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じた場合（費用の増加が、運送、宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行つているにもかかわらず、運送、宿泊機関等の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

5 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人员が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

(旅行者の交換)  
第15条 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承認を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。

2 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。

(1) 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第2上欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。

(2) 第14条第1項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

(3) 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(4) 当社が旅行者に対し、第10条第1項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。

## 第4章 契約の解除

(旅行者の解除権)  
第16条 旅行者は、いつでも別表第1に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして取消料の支払いを受けます。

2 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。

(1) 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第2上欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。

(2) 第14条第1項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

(3) 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

(4) 当社が旅行者に対し、第10条第1項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。

(旅行者の責任)

第17条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することができます。

2 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなつたときは又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。

3 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行代金に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべき事由によらない場合には、当該金額から、当該旅行サービスに対する取扱い料、運賃料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差引します。

(当社の解除権等一旅行開始前の解除)

第18条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することができます。

2 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなつたときは又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。

3 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらない場合には、当該金額から、当該旅行サービスに対する取扱い料、運賃料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差引します。

(当社の解除権等一旅行開始後の解除)

第19条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することができます。

2 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなつたときは又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。

3 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらない場合には、当該金額から、当該旅行サービスに対する取扱い料、運賃料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差引します。

(当社の解除権等一旅行終了後の解除)

第20条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することができます。

2 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなつたときは又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。

3 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらない場合には、当該金額から、当該旅行サービスに対する取扱い料、運賃料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差引します。

(当社の解除権等一旅行終了後の解除)

第21条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することができます。

2 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなつたときは又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。

3 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらない場合には、当該金額から、当該旅行サービスに対する取扱い料、運賃料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差引します。

(当社の解除権等一旅行終了後の解除)

第22条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することができます。

2 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなつたときは又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。

3 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらない場合には、当該金額から、当該旅行サービスに対する取扱い料、運賃料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差引します。

(当社の解除権等一旅行終了後の解除)

第23条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することができます。

2 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなつたときは又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。

3 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらない場合には、当該金額から、当該旅行サービスに対する取扱い料、運賃料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差引します。

# 標準旅行業約款（別紙特別補償規程）

## 第1章 補償金等の支払い

（当社の支払責任）

- 第1条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を被ったときに、本章から第4章までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。

2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は攝取したときに急激に生ずる中毒症状（組織的に吸入、吸収又は攝取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒は含みません。

（用語の定義）

第2条 この規程において「企画旅行」とは、横浜旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項及び受注型企画旅行契約の部第2条第1項に定めるものをいいます。

2 この規程において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗車類等によって提供される当該企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定めた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定期日をあらかじめ当社に届け出たときは、離脱の時から復帰の予定期日の時までに「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定期日をあらかじめ定めた企画旅行の行程から離脱してから復帰したときは、その離脱の時から復帰の時までの期間はその離脱した時から後は「企画旅行参加中」とはいいません。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けない日（旅行地の横断時によります。）が定められている場合は、その旨及び当該日に生じた事故によって旅行者が被った損害に対するこの規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該は「企画旅行参加中」とはいいません。

3 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

（1）添乗員、当社の使用人又は代理人が付けて行う場合は、その受け完了時

（2）前項の受け付けが行われない場合において、最初の運送・宿泊機関等が、

イ 航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時

ロ 船舶であるときは、乗組船の完了時

ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時

ニ 車両であるときは、乗車時

ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時

ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。

4 第2項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

（1）添乗員、当社の使用人又は代理人が付けて行う場合は、その受け完了時

（2）前項の解散の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、

イ 航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行場構内からの退場時

ロ 船舶であるときは、下船時

ハ 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車降車時

ニ 車両であるときは、降車時

ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時

ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

## 第2章 補償金等を支払わない場合

（補償金等を支払わない場合—その1）

第3条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。

（1）旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

（2）死亡補償金を受取るべき者の故意。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

（3）旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

（4）旅行者が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができるないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

（5）旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

（6）旅行者の脳疾患、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

（7）旅行者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。

（8）旅行者の刑の執行又は拘禁若しくは入監中に生じた事故

（9）戦争、外国の武力行使、革命、政権取替、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（この規程においては、群衆又は多数者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が脅かされ、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

（10）核燃料物質（使用済み物を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性での他の有害な特性又はこれらの特性による事故

（11）前2号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（12）第10号以外の放射線照射又は放射能汚染

2 当社は、原因のいかんを問わず、頭部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛で他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。

（補償金等を支払わない場合—その2）

第4条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によつて生じた傷害に対しても、補償金等を支払いません。

（1）地震、噴火又は津波

（2）前項の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（補償金等を支払わない場合—その3）

第5条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれている場合でなければ、補償金等を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程外の企画旅行参加中に、同種の行為によって生じた傷害に対してても、補償金等を支払います。

（1）旅行者が別表第1に定める運動を行っている間に生じた傷害

（2）旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行（いずれも練習を含みます。）又は試運転（性能試験を目的とする運転又は操縦を行います。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていただくと補償金等を支払います。

（3）航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であるとを問いません。）以外の航空機を旅行者が操作している間に生じた傷害

（補償金等を支払わない場合—その4）

第5条の2 当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、補償金等を支払わないとあります。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

（1）暴力的暴力団、暴力団準構成員、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に接するなど認められること。

（2）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

（3）反社会的勢力を不正に利用していると認められること。

（4）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

## 第3章 補償金等の種類及び支払額

（死亡補償金の支払い）

第6条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては1,500万円（以下「補償金額」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した残額を支払います。

（後遺障害補償金の支払い）

第7条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害（身体に残された将来において回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治った後のもの）をいいます。以下同様とします。）が生じた場合は、旅行者1名につき、後遺障害補償金にて旅行者に支払います。

2 前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えてなお治療をする状態にあるときは、当社は、事故の日から181日目にかかる医師の診察に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償金を支払います。

3 別表第2の各号に掲げていない後遺障害に対しては、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に關係なく、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表第2の各号の区分に準じ後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2の1(3)、1(4)、2(3)、4(4)及び5(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。

4 同一事例により2種以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各々に対し前項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の7、8及び9に規定する上肢（腕及び手）又は下肢（脚及び足）の後遺障害に対しては、一肢ごとの後遺障害補償金は、補償金額の60%をもって限度とします。

5 前各項目に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して一企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

（入院見舞金の支払い）

第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活ができなくなり、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下この条において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

（1）海外旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 入院日数180日以上の傷害を被ったとき。 40万円

ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき。 20万円

ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。 10万円

ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき。 4万円

（2）国内旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 入院日数180日以上の傷害を被ったとき。 20万円

ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき。 10万円

ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。 5万円

ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき。 2万円

2 旅行者が入院しない場合においても、別表第3の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、そ

の状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

3 当社は、旅行者1名について入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

（通院見舞金の支払い）

第9条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合において、その日数（以下「通院日数」といいます。）が3日以上となつたときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

（1）海外旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 通院日数90日以上の傷害を被ったとき。 10万円

ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。 5万円

ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。 2万円

（2）国内旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 通院日数90日以上の傷害を被ったとき。 5万円

ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。 2万5千円

ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。 1万円

2 旅行者が通院しない場合においても、骨髄等の傷害を被ったとき。

（3）海外旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 通院日数90日以上の傷害を被ったとき。 10万円

ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。 5万円

ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。 2万5千円

（4）国内旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 通院日数90日以上の傷害を被ったとき。 10万円

ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。 5万円

ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。 2万5千円

2 旅行者が通院しない場合においても、骨髄等の傷害を被ったとき。

（5）海外旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 通院日数90日以上の傷害を被ったとき。 10万円

ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。 5万円

ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき。 2万5千円

（6）国内旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 通院日数90日以上の傷害を被ったとき。 10万円

ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。 5万円